福島県補助事業
令和８年4月版

他業種で働いていた方の介護分野への就職を応援します

介護分野で働いてみませんか？

介護分野就職支援金のご案内

介護職の「介護分野就職支援金」とは

▶ 介護のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大２０万円**をお貸しします。

▶ 貸付金は２年間介護職員として業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

たとえば、このような費用にご利用いただけます。

	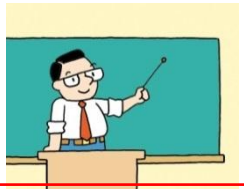			
子どもを預けるための費用	研修会受講料や図書費、介護福祉士試験受験手数料等	転居に伴う費用	通勤用自転車・バイク等購入費	介護ウエアなどの業務用被服費

申請期間：就職した日の属する月の翌々月末まで

〈申請条件〉

① 就職した日の属する月の翌々月末までに申請できる方
　※　月末日が土日祝日の場合はその前の平日まで

② 他都道府県が実施する当該貸付及び国庫補助による貸付制度（生活福祉資金等）を借り受けていない方

ご利用条件について

次の要件を全て満たす方が「介護分野就職支援金」の対象です。

（１）介護職員初任者研修等所定(※１）の研修を受講し、修了した方(※２）
（２）福島県内の介護保険サービス事業所に就労した又は就労を予定している方
（３）介護分野就職支援金利用計画書を提出した方
（４）再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方
（５）他業種で働いていた方（前職が、介護職員等でないこと）
（６）予め福島県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行った方

※１　介護職員初任者研修以外の所定の研修については、お問い合わせ先でご確認ください。

※２　就労と同時に研修を受講し、就職後１年以内に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にお問い合わせ先にご相談ください。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会　人材研修部　施設支援課（TEL：024-523-1256）
HP：https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/

「介護職員等」とは

介護保険法に基づき、下記のサービスを実施する施設・事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者をいいます。
※障害福祉サービスは対象となりません。
※「主たる業務が介護等の業務」には相談業務や施設長業務は含まれません。

サービス種別	職種
（介護予防） 訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・通所リハビリテーション	介護職員等、主たる業務が介護等の業務
短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
（介護予防） 認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型通所介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人保健施設	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
第一号訪問事業所	
第一号通所事業所	

返還の免除について

福島県内で介護職員の業務に２年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。
※研修未修了者は、研修を修了した日から２年間従事することが条件です。

福祉人材センターへの届出・登録方法

「福祉のお仕事」で
検索してください。

福祉のお仕事 FUKUSHI-JOB SEARCH

申込みから返還免除までの流れ

資格取得 → 申込み → 就職（業務開始） → 審査・決定 → 借用証書提出 → 貸付金交付（一括） → 猶予申請・承認 → 所定期間従事 → 免除申請・承認

所定の期間を満たさずに介護職員等の業務から離職した場合は返還が必要です。

→ 返還